

## 資金繰り支援

## 【中小企業・小規模事業者に対する政府系金融機関等による融資・資本増強】

## ○ 無担保融資等

■ 日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付

- 最近1ヶ月間等（注）の売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した事業者等に対し、運転資金（15年以内）・設備資金（20年以内）を融資  
（融資後3年間まで▲0.9%の金利引下げ）  
（例）中小事業 利下げ限度額：3億円、融資限度額：別枠6億円  
（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高

■ 商工中金による危機対応融資

- 最近1ヶ月間等（注）の売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した事業者等に対し、運転資金（15年以内）・設備資金（20年以内）を融資  
（融資後3年間まで▲0.9%の金利引下げ）（利下げ限度額：3億円、融資限度額：6億円）  
（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高

■ 日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス対策マル経融資

- 最近1ヶ月間等（注）の売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した商工会等の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対し、運転資金・設備資金を融資  
（融資後3年間まで▲0.9%の金利引下げ）（利下げ・融資限度額：別枠1,000万円）
- （注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高

■ 特別利子補給制度

- 上記の融資により借入を行った中小企業者等のうち、特別貸付等借入申込時点の最近1ヶ月間等（注）、その翌月若しくはその翌々月の売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較し、20%減少した中小企業者、15%減少した小規模事業者等に対し、借入後3年間まで利子補給を行い、実質無利子化  
（補給対象上限額：3億円（中小事業、商工中金）、6,000万円（国民事業））  
（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高

○ 日本政策金融公庫及び沖縄公庫によるセーフティネット貸付の要件緩和

- 売上高の数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含め、設備資金（15年以内）・運転資金（8年以内）を融資（例）中小事業 基準金利：1.11%、融資限度額：7.2億円）

○ 日本政策金融公庫等の既往債務の借換

- 新型コロナウイルス感染症特別貸付、危機対応融資等について、各機関毎に、既往債務の借換を可能とし、実質無利子化の対象に（例）中小事業 利下げ・実質無利子化限度額：3億円 借換え限度額：6億円）

○ （独）中小企業基盤整備機構による小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等

- 最近の1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した小規模企業共済の契約者に対し、以下の措置を実施
  - ・特例緊急経営安定貸付：事業資金を無利子で貸付  
（貸付限度額：2,000万円（契約者が納付した掛金の総額の7～9割の範囲内））  
（償還期間：貸付金額が500万円以下の場合は4年、505万円以上の場合は6年）
  - ・共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除：令和2年4月7日時点で契約者貸付を受けている者の延滞利子を約定償還期日から1年間免除
  - ・掛金の納付期限の延長等：掛金の納付期限の延長（最大6か月）又は掛金月額額の減額（1,000円～70,000円の範囲内）

○ 日本政策金融公庫等による中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業

- キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建に取り組む持続可能な事業者に対し、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローン（5年1ヶ月・10年・20年）を供給  
（例）中小事業 貸付限度：7.2億円、  
貸付利率：0.50%（当初3年間及び4年目以降赤字）、  
2.60%（貸付期間が5年1ヶ月・10年で4年目以降黒字）、2.95%（貸付期間が20年で4年目以降黒字）

## 【中小企業・小規模事業者に対する民間金融機関による融資等】

- **セーフティネット保証（4号・5号）**（保証限度額：4号・5号合わせて2.8億円）
  - 4号【地域】：全都道府県について、一般枠（2.8億円）とは別枠で借入債務の100%を保証  
※売上高が前年同月比20%以上減少等の場合
  - 5号【業種】：全業種について、一般枠（2.8億円）とは別枠で借入債務の80%を保証  
※売上高が前年同月比5%以上減少等の場合
- **危機関連保証**
  - セーフティネット保証4号・5号に加え、売上高が前年同月比15%以上減少した中小企業・小規模事業者に対し、借入債務の100%を保証（保証限度額：2.8億円）
- **伴走支援型特別保障制度**
  - 一定の要件（売上減少▲15%以上等）を満たした中小企業者等が、金融機関による継続的な伴走支援を受けること等を条件に、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げ（保証限度額：4,000万円、保証料率：0.2%）
- **経営改善サポート保証（感染症対応型）**
  - 早期の事業再生を後押しするため、経営サポート会議等の支援により作成した再生計画等に基づき、中小企業者が事業再生を実行するために必要な資金の借入を保証する「経営改善サポート保証制度」について、据置期間を最大5年に緩和したうえで、信用保証料の事業者負担を引き下げ（保証限度額：2億8,000万円、保証料率：0.2%）

## 【中堅企業・大企業に対する政府系金融機関による融資・資本増強】

- **DBJ及び商工中金による資金繰り支援（危機対応融資・資本金劣後ローン）**
  - 危機対応融資  
最近1ヶ月間等（注）の売上高が前3年のいずれかの年の同期に比し5%以上減少している等の事業者に対し、通常金利（中堅企業は当初3年間1.0%の利下げ）で運転資金（15年以内）・設備資金（20年以内）を融資（融資額：危機対応融資の定める範囲で、資金ニーズ等を踏まえて決定）  
（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月末満の任意の期間における売上高
  - 資本金劣後ローン  
将来成長の可能性が十分にある地域経済にとって重要な事業者等に対し、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本金劣後ローンを供給

## 【その他】

- **新型コロナ特例リスケジュール**
  - 中小企業者に代わり一括して既存債務の元金返済猶予要請、中小企業者と主要債権者が作成する資金繰り計画の策定支援等を実施
- **金融機関等への配慮要請**
  - 政府系金融機関等に対して事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように要請するとともに、民間金融機関に対して事業者への積極的な支援（丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給等）を実施するよう要請

## 緊急事態宣言の再発令に伴う中堅・中小事業者に対する支援

### ○ **緊急事態宣言の再発令に伴う中小事業者に対する支援（一時金）**

- 対象  
緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者
- 要件  
緊急事態宣言の再発令に伴い、  
①緊急事態宣言発令地域等の飲食店と直接・間接の取引があること、  
（農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定）  
または、  
②緊急事態宣言発令地域等における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと  
（旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定）  
により、本年1月または2月の売上高が対前年比（または対前々年比）▲50%以上減少していること
- 支給額  
法人は60万円以内、個人事業者等は30万円以内

## 雇用関連

### ○ 雇用調整助成金の特例（非正規も対象）

- 経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成
- 助成内容
  - ・助成率：4/5(中小企業)、2/3(大企業※)
  - 解雇等を行わない場合は、10/10(中小企業)、3/4(大企業※)
  - （※）緊急事態宣言の発出に伴い、特定都道府県知事の要請等を受けて営業時間の短縮、収容率の制限等に協力する大企業、または、売上高等が最近3か月平均で前年又は前々年同期に比べ30%以上減少している大企業については4/5（解雇等を行わない場合は10/10）。
  - ・支給上限額：対象労働者1人1日当たり15,000円
  - ・支給限度日数：1年間で100日。ただし、緊急対応期間（令和2年4月1日～）は、年間支給限度日数とは別に雇用調整助成金を利用可能
- 上記に加え、短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、申請書類・手続きの簡素化、オンライン申請の受付等も実施

### ○ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

- 新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられ、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対して支給。
  - ・対象者：新型コロナウイルス感染症及びそのまん延のための措置の影響により、
    - (1) 令和2年4月1日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までに事業主が休業させた中小企業の労働者
    - (2) 令和2年4月1日から6月30日まで及び令和3年1月8日以降（令和2年11月7日以降に時短要請を発令した都道府県はそれぞれの要請の始期以降）に事業主が休業させた大企業のシフト制等の労働者のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者。
  - ・支給額：休業前賃金の80%（日額上限11,000円）
    - ※ (2)のうち、令和2年4月1日から6月30日までの休業については60%

### ○ 両立支援等助成金 育児休業等支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」

- 小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために特別有給休暇制度及び両立支援制度を導入し、特別有給休暇を4時間以上利用した労働者が出た事業主を助成。
- ・支給額：対象労働者1人当たり5万円（1事業主当たり対象労働者延べ10人まで）
  - ・適用日：令和3年4月1日～令和4年3月31日の間に取得した有給の休暇
  - ※春休み・夏休み・冬休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。

- 【**小学校休業等対応助成金・支援金**】（申請期限は令和3年6月30日まで）  
令和3年3月31日までの休暇取得等分の申請については、以下の制度をご利用ください。
- ・小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主向け）
  - ・小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

## 公租公課 等

### ○ 納税の猶予の特例

- 令和2年2月以降、売上が前年同月比概ね20%以上減少した全ての事業者に対し、無担保かつ延滞税無しで1年間納税を猶予（法人税や消費税、固定資産税など、基本的に全ての税が対象）

### ○ 欠損金の繰戻し還付

- 中堅企業、中小企業・小規模事業者に対し、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度納付した法人税の一部を還付
- 新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した事業者に対し、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額を還付

### ○ 固定資産税・都市計画税の減免

- 中小企業・小規模事業者等に対し、これらの保有する事業用家屋及び設備等の2021年度の固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じて、全額免除又は1/2軽減

### ○ 厚生年金保険料等及び労働保険料等の納付猶予

- 厚生年金保険料等及び労働保険料等の納付が困難な場合は、猶予制度を受けられる場合あり

### ○ 国民健康保険・介護保険等の保険料（税）の減免

- 国民健康保険料や介護保険料等について、特別な理由があるものについては、各自治体の条例等で定めるところにより、保険料（税）の減免や徴収猶予が認められる場合あり

### ○ 国民年金保険料の免除

- 国民年金保険料を一時的に納付することが困難な時、免除が適用される場合あり

### ○ 取引先の賃料を免除した場合の損失の税務上の取扱いの明確化

- 不動産を賃貸する所有者等が賃料を減免した場合、災害時と同様にその免除による損失の額は、寄付金の額に該当せず、税務上の損金として計上することができることを明確化

### ○ 簡易課税制度の適用に関する特例

- 新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認を受けることにより、その被害を受けた課税期間から、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）ことが可能  
※特例として、課税期間の開始後であっても選択が可能

### ○ 消費税の課税事業者を選択する（やめる）届出等の特例

- 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間の任意の1か月以上の期間の事業収入が著しく減少（前年同月比おおむね50%以上）している事業者は、税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能  
※特例として、課税事業者の2年間の継続適用要件は適用されない



## トラック事業における支援メニュー（概要）

### 生産性の向上

#### ○ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

- 新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援
  - ・通常枠：補助上限：1,000万円、補助率：1/2（中小企業）、2/3（小規模）
  - ・新特別枠：補助上限：1,000万円、補助率：2/3

#### ○ 持続化補助金

- 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援
  - ・通常枠：補助上限：50万円、補助率：2/3
  - ・新特別枠：補助上限：100万円、補助率：3/4

#### ○ IT導入補助金

- ITツール導入による業務効率化等を支援
  - ・通常枠：補助額：30～450万円、補助率：1/2
  - ・新特別枠：補助額：30～450万円、補助率：2/3

（※）上記3つの補助金については、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に「新特別枠」を措置。

#### ○ 中小企業経営強化税制の拡充

- 新型コロナの拡大により顕在化した社会的課題に対応する非対面・非接触ビジネスを促進するため、中小企業経営強化税制に新たな類型が追加
- 事業プロセスの①遠隔操作、②可視化、③自動制御化を可能とする設備投資に対し、即時償却または10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除が可能  
※本特例の適用には、経営力向上計画の認定を受ける必要

### 事業の再構築等

#### ○ 中小企業等事業再構築促進事業

- 申請前の直近6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月の合計売上高が、コロナ以前の同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等の、新分野展開や業態転換、事業・業種転換の取組等を支援

（例）中小事業

（通常枠）

補助金額：100万円以上6,000万円以下 補助率：2/3

（緊急事態宣言特別枠）

補助金額：100万円～1,500万円（従業員数21人以上） 補助率：3/4

### その他

#### ○ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

- 地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する新型コロナウイルス感染症に対する対応等の事業に充当。
- 具体的には、安定的かつ継続的に物資輸送が行われるよう、貨物自動車運送事業の運転者に対する車両の維持や運行に要する費用の支援のような用途を想定

#### ○ 電気・ガス、水道・下水道、固定電話・携帯電話等に係る料金の支払猶予等の要請

- 個人向け緊急小口資金の特例貸付（※）等を受けている個人事業主等に対する、電気・ガス、水道・下水道、固定電話・携帯電話等に係る料金支払い猶予や、料金未払いによる供給停止の回避等の柔軟な対応を要請  
※ 休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯に対し、20万円以内の資金を無利子で貸付（据置期間：1年以内、償還期限：2年以内）

### トラック事業者向け特別相談窓口

#### ○ 地方運輸局等特別相談窓口

- 新型コロナウイルス感染症に関連した相談や要望を受け付け、活用可能な支援策を紹介

《特別相談窓口連絡先》は別紙のとおり

## 《特別相談窓口連絡先》

### ○国土交通省本省窓口

- ・ 窓口設置場所：国土交通省 自動車局 貨物課
- ・ 電話番号：03-5253-8575
- ・ [https://www.mlit.go.jp/kikikanri/kikikanri\\_tk\\_000018.html#jigyo](https://www.mlit.go.jp/kikikanri/kikikanri_tk_000018.html#jigyo)

### ○各運輸局窓口

#### **(北海道)**

- ・ 窓口設置場所：北海道運輸局 自動車交通部 貨物課
- ・ 電話番号：011-290-2743
- ・ <https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/corona/corona.html>

#### **(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)**

- ・ 窓口設置場所：東北運輸局 自動車交通部 貨物課
- ・ 電話番号：022-791-7531
- ・ <https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/sm/sm-sub16.html>

#### **(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)**

- ・ 窓口設置場所：関東運輸局 自動車交通部 貨物課
- ・ 電話番号：045-211-7248
- ・ <https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/kansensho/coronavirus.html>

#### **(新潟県、富山県、石川県、長野県)**

- ・ 窓口設置場所：北陸信越運輸局 自動車交通部 貨物課
- ・ 電話番号：025-285-9154
- ・ <https://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/coronavirus/index.html>

#### **(福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)**

- ・ 窓口設置場所：中部運輸局 自動車交通部 貨物課
- ・ 電話番号：052-952-8037
- ・ [https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/corona/corona\\_index.html](https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/corona/corona_index.html)

#### **(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)**

- ・ 窓口設置場所：近畿運輸局 自動車交通部 貨物課
- ・ 電話番号：06-6949-6447
- ・ <https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/saigai/kikikanri-coronavirus.html>

#### **(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)**

- ・ 窓口設置場所：中国運輸局 自動車交通部 貨物課
- ・ 電話番号：082-228-3438
- ・ [https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/00001\\_00554.html](https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/00001_00554.html)

#### **(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)**

- ・ 窓口設置場所：四国運輸局 自動車交通部 貨物課
- ・ 電話番号：087-802-6773
- ・ <https://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/kinkyu/2019-0329-1.html>

**(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)**

- 窓口設置場所：九州運輸局 自動車交通部 貨物課
- 電話番号：092-472-2528
- <https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/covid-19.html>

**(沖縄県)**

- 窓口設置場所：内閣府沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課
- 電話番号：098-866-1836
- <http://www.ogb.go.jp/soumu/corona>